

# 今、憲法問題を語る —憲法問題対策センター活動報告—

## 第3回 四会憲法記念行事報告

憲法問題対策センター副委員長 藤川 元 (35期)



### 1 四会憲法記念行事とは

さる5月17日(土)午後、弁護士会館クレオにおいて、恒例の四会憲法記念行事シンポジウムが開催された。この企画は、毎年、日弁連、東弁、一弁、二弁の共催により、東京三会が1年ごとに当番となって行われるものである。今年は、二弁が当番会であり、準備に尽力された。

### 2 今年のテーマおよびシンポジウムの構成

今年は、「どうして生活は楽にならないの?」というキャッチフレーズのもと、生存権や働く権利は確保されているのだろうか、というテーマを設定した。

そして、シンポジウムを3部に分け、第1部は森永卓郎氏(経済アナリスト・獨協大学教授)の基調講演、第2部は高野廣志氏(マクドナルド・残業代請求訴訟原告)および藤野雅己氏(グッドウィル・データ整備費不当利得返還請求訴訟原告)からの報告、第3部は金澤誠一氏(公共政策学・佛教大学教授)、遠藤美奈氏(憲法・西南学院大学准教授)、藤井威氏(国際福祉比較論・元駐スウェーデン特命全権大使・佛教大学教授)の3名をパネリストとし、水口洋介弁護士(二弁会員)をコーディネーターとするパネルディスカッションとした。

### 3 森永卓郎氏の基調講演

森永氏は、最近のわが国の政府が行う新自由主義に基づく政策が弱肉強食の格差社会を生んだこと、日本は今やアメリカに次いで相対的貧困率が高い国になってしまっていること、などを述べた上で、アメリカ・日本・イギリスのような新自由主義に基づく政策によるモデルと、ヨーロッパ大陸諸国のような比較的平等な分配をするモデルとがあること、新自由主義に基づく政策をとった結果として日本の社会が壊れかけの状態になってしまっていること、などを話された。

### 4 高野廣志氏、藤野雅己氏の報告

高野氏は正規雇用の、藤野氏は非正規雇用の労働者として労働現場の実態を報告された。高野氏の場合

は、マクドナルド店の店長として会社から管理職と扱われたため、残業代が支払われないばかりか長時間残業を余儀なくされる過酷な労働を強いられた。そのため、過労死しかねない状態になった上、家族との交流も犠牲にする状態であったという。

また、藤野氏は、金銭の支給をめぐるさまざまな場面で会社と労働者の間でトラブルが生じている実態を紹介された。

### 5 パネルディスカッション

金澤氏は、公共政策の中でも貧困研究を行ってきた立場から、新自由主義による政策が非正規雇用労働者に対してとりわけしわよせを及ぼし、その結果、非正規雇用労働者の労働組合未組織率が極めて高く低賃金不安定雇用にさらされているとの話をされた。

藤井氏は、スウェーデンと日本とを比較し、ジニ係数という概念を用い、福祉国家であるスウェーデンでは高い税金をとる代わりに社会保障給付も高いこと、グローバリゼーションのもとでも福祉国家は成り立つこと、などを話された。

遠藤氏は、労働に関連する現行法規などが憲法25条、27条などに違反しているということは難しいにしても、そうした法律によって生み出される生活状態が問題であり、憲法の目指すところは人の尊厳を大切に社会の構築であるとする、政策的な選択をなすべき場面においては憲法の諸規定をよりよく実現するような選択肢を選ぶべきこと、などを話された。

### 6 まとめ

最近の日本の社会はさまざまな面で格差が生じ、しかも、いわゆる「負け組」が受ける待遇は劣悪化している。こうした現状を改めるには、法律を語るだけでは不十分であり、国の経済政策のあり方を十分に検討しなければならない。その上で、憲法の趣旨を生かすにはどのような政策がとられるべきであるのかを考えるべきである。